



住宅地

さちが丘A地区

所在地:旭区さちが丘



建築協定を締結している住宅地。敷地境界は原則生垣とし、フェンス等工作物の設置については運営委員会の承認を得なければならない。その他にも建築物の軒の高さは地盤面から7.5mを超えてはいけない等の基準があり、各戸の生垣等の植栽が連なり、緑豊かで整った景観を形成している。さらに、居住環境を高めるため、住民たちで「さちが丘A地区まちづくり指針」を定め、外壁色の周囲への調和などを求めている。

